

各居宅介護支援事業所 御中
各介護サービス事業所 御中

福井県国民健康保険団体連合会
審査課 介護・障がい室

介護給付適正化・適切化推進事業による過誤理由について

福井県国民健康保険団体連合会は県・保険者からの委託を受け、介護給付実績を点検して請求内容に疑義があるものについて、居宅支援事業所や介護サービス事業所へ照会し、請求誤りが明確となったものを過誤返戻しています。

この度、適正な請求となるように**特に請求誤りの多い事例**について取りまとめましたので、今後の請求事務の参考としていただきますようお願いいたします。

サービス種別	算定項目	過誤理由
居宅介護支援	居宅介護支援費	サービス利用実績が無い。 ただし新型コロナウイルスによる休業や利用者の急死の場合は請求可。
	初回加算	以下の条件に合致しない。 ・新規作成 ・要支援から要介護に変更後の初回 ・要介護状態区分が2段階以上変更後の初回
	退院・退所加算	施設または医療機関からの退院・退所の実績が無い。
訪問介護 訪問看護	初回加算	最後の利用から2月経過しない利用再開に算定している。
		初回到訪問した日から1月を超えて算定している。
訪問看護	緊急時訪問看護加算 特別管理加算 ターミナルケア加算	1人の利用者に対し1か所の事業所に限り算定できるものが、複数事業所から請求されている。
居宅療養	居宅療養管理 指導費（Ⅰ）	病院または診療所にて以下のいずれかの診療報酬を算定している利用者である。 「在宅時医学総合管理料」 「特定施設入居時等医学総合管理料」 この場合は「居宅療養管理指導料（Ⅱ）」を算定する。

サービス種別	算定項目	過誤理由
福祉施設 保健施設	初回加算	退所から2月経過しない再入所に算定している。 ※ 日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ、Mの場合は1月経過で算定可 ※ 利用が無い期間に30日超の医療機関への入院がある場合は算定可
		入所した日から30日超えて算定している。 ※ 同施設および併設の短期入所に続いて入所の場合、短期入所期間を含めて30日が上限。
保健施設	短期集中 リハビリテーション 加算	入所から3月を超えて算定している。
		過去3月間に保健施設に入所している。 ただし以下①②のいずれかの再入所の場合は算定可。 ①4週以上の入院後に再入所した場合。 ②4週未満の入院で㊦㊧のいずれかの状態の場合。 ㊦脳梗塞、脳出血等 ㊧上・下肢の複合損傷。
訪問リハ		退院・退所日または要介護認定日から3月を超えて算定している。
通所リハ	通所リハビリメント加算 (Ⅰ1・Ⅱ1・Ⅲ1・Ⅳ1)	算定開始から6月を超えて算定している。 6月を超えて場合は同加算の(Ⅰ2・Ⅱ2・Ⅲ2・Ⅳ2)を算定する。
小規模 多機能 看護小規模 多機能	初回加算	過去に利用があるにもかかわらず算定している。 ※1 契約の解除・終了後の再契約の場合も不可 ※2 入院(30日超)後の再入所の場合、算定可
		登録した日から30日を超えて算定している。
複数 サービス	口腔栄養 スクリーニング加算	前回算定から6月を経過しないで算定している。 なお、他事業所で算定した場合も、6月経過が必要。
	複数項目	保険者の保有する認定時の情報(基本チェックリスト、認知症高齢者の日常生活自立度)とサービス内容が不一致となっている。 (例) 「自立、起き上がる」に対して、 特殊寝台、付属品貸与 「自立、寝返り：つかまれば可」に対して、 床ずれ防止用具、体位変換器 「認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅱa」に対して、認知症加算
		利用日数が医療機関の入院期間と重複している。特に月額包括サービス(小規模多機能居宅介護、介護予防サービスなど)が日割り請求されていない。

以上